# 家畜衛生しずも

R3年度 No.1 2021. 5月

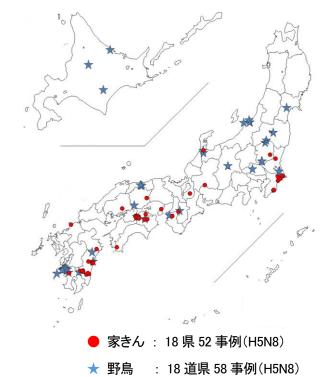
島根県東部農林水産振興センター出雲家畜衛生部(出雲家畜保健衛生所) 〒699-0822 出雲市神西沖町 918-4 TEL(0853)43-7900 FAX(0853)43-2801

## ■ 家畜衛生部長 あいさつ ~新年度にあたって~

皆様方には、日頃より畜産の振興にご尽力いただくとともに、家畜衛生の推進にご理解とご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、昨年度は国内において高病原性鳥インフルエンザが 18 県 52 事例で発生するとともに、野鳥においても 18 道県 58 事例確認されました。また、豚熱については2018 年の発生以降、2021 年 4 月 17 日までに 13 県(関連農場を含めると 15 府県)67 事例発生し、野生イノシシの感染は 24都府県で認められています。

これらの家畜伝染病は、いざ発生すると 畜産業のみならず地域経済にも甚大な被 害をもたらします。私たちも家畜伝染病の 発生防止と万一の発生に備えた家畜防疫 演習による訓練など危機管理体制の強化 を計ってまいりますが、農家の皆様におか 令和2年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ 発生状況(令和3年3月29日時点)



れましても、飼養衛生管理基準を遵守し、家畜伝染病の侵入防止のために衛生対策に取り組んでいただきますよう重ねてお願いいたします。

衛生対策事業についても、受胎率向上や子牛の損耗防止、放牧衛生、肥育牛の肉質向上などに取り組んで参りますので、よろしくお願いします。

# ■ 組織の名前・体制が変わりました

この4月から組織改編に伴い、「東部農林振興センター」は「東部農林水産振興センター」に名称が変わりました。また、当所も今までは「家畜衛生課」と「防疫業務課」の2課制でしたが、「家畜衛生課」の1課に統合され、新たに「防疫調整スタッフ」がおかれることになりました。業務内容は大きく変わりませんが、新しくなった出雲家保をよろしくお願いいたします。

## ■ 5条検査

毎年度、家畜伝染病予防法第5条の規定に基づくヨーネ病の定期全頭検査(5条検査)を実施していますが、今年度は出雲市(旧平田市の区域、佐田町、多伎町、湖陵町)、飯南町(旧赤来町の区域)が対象です。なお、本県では平成 29 年度より<mark>肉用牛(繁殖牛)</mark>も対象となりました。今年度対象となる農家の皆さま及び関係機関の皆さまには、検査実施についてご協力をよろしくお願いいたします。

#### ● 検査について

検査対象 : 24ヵ月齢以上の肉用牛(繁殖牛)及び乳用牛

検査方法 : 採血による抗体検査

検査手数料: 1頭あたり800円

※本検査では管内を5地域に区分し、5年かけて一巡することで地域の清浄性を確認しています。



日本の近隣諸国では、アフリカ豚熱(ASF)の感染が広がっています。ASF は、非常に高致死率の豚の感染症ですが、ワクチンや治療薬はありません。このため、ASF 発生諸国においては、飼養衛生管理を強化し農場へのウイルス侵入を防止することで、ASF の発生を防除しようとしています。

飼養衛生管理基準を順守し、農場への病原体の持ち込みを防止することは、様々な疾病の防除につながります。発生イコール国家の危機とされる最重要疾病の口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザの防除はもとよりですが、牛 RS ウイルス病、サルモネラ症、コクシジウム病など県内でも発生している様々な疾病の予防につながります。

農場外から病原体を持ち込まないよう、踏み込み消毒槽の設置、専用長靴や衣服の使用の徹底など飼養衛生管理基準の遵守をお願いいたします。

なお、家畜伝染病予防法に基づき、皆様の農場を訪問し、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認させていただいております。ご協力をよろしくお願いいたします。



消毒用アルコールスプレーとゴム手袋



踏み込み消毒槽

## ■ 定期報告をお願いします

平成 23 年 4 月に家畜伝染病予防法が改正され、家畜を飼養(所有)している方は、定期報告書(飼養頭羽数など)を毎年、県(管轄の家畜保健衛生所)に報告していただくこととなっています。

### <報告対象となる家畜>

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、 家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、 七面鳥)

※愛玩目的で飼養している場合を含む。



前回発行の広報にて定期報告書の様式を同封し、提出をお願いしたところですが、まだご提出いただいていない方について、再度様式をお送りしています。必要事項を記入の上、<mark>令和3年5月末日までに</mark>当所まで提出(郵送、FAX もしくは持参)くださいますようお願いします。

## ■ 精液・受精卵の取扱いにご注意を!

令和2年 10 月1日に、和牛の精液・受精卵の不適正な流通を防止するため、関係規定が整備されました。昨年度から、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家の皆様には様々なお知らせ、報告のお願いをしてまいりました。また、ご質問も多くいただいております。今回は、今一度ご注意いただきたい点について例をあげてご紹介したいと思います。

# \*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

A 農場の A さんは和牛繁殖農家です。A さんは家畜人工授精師の資格を持っていないため、授精・移植はいつも近所のB 家畜人工授精所のB さんにお願いしています…という場合…

- ●A 農場においてある窒素ボンベの中の精液・受精卵は、A 農場の牛にしか使用することができません(授精所以外の場所で保管した精液・受精卵は、他者に譲渡することができません)。
- ●A さんが、精液・受精卵を購入し、B 家畜人工授精所に保存を委託した場合(購入した精液・受精卵を B さんのボンベで保管してもらった場合)、A さんはその精液・受精卵を他者に譲渡することができます。
- ●A さんに保管を委託された B さんは、A さんの精液・受精卵についても管理(譲渡等記録簿の作成、家畜人工授精所の運営状況の報告等)をする必要があります。
- ●A さんが、新たに授精所を開設する場合、管理者になってくれる授精師(または獣医師)を探さなくてはいけません。
- ★実際にはいろいろなケースがあると思います。ご不明な点がありましたら、お気軽に家保にお問い合わせ下さい

# ■ 令和3年度 出雲家畜衛生部職員紹介



#### 各業務の主な担当は…

#### 東·髙野·矢田

肉用牛・乳用牛の衛生指導、放牧衛生、家畜人工授精師、受精卵移植、獣医事、動物薬事、各種認証制度(美味しまね認証、農場 HACCP、JGAP 家畜・畜産物) など

### 土江-松尾-山崎-森脇

家畜の伝染病の検査、国内外の家畜伝染病の発生状況、防疫体制の整備、飼養衛生管理基準、養鶏・養豚・養蜂の衛生対策 など

です。ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

# ■ 放牧検査を実施しています

公共放牧場や共同牧場(林間、転作田・耕作放棄地を含む)で放牧する牛について、放牧前後に血液検査や健康チェックを実施し、放牧場における伝染病の伝播防止や放牧事故の低減を図っています。

放牧中は、毎日の観察と、ピロプラズマ原虫を媒介するダニの寄生予防などの衛生対策を行いましょう。



検査を希望される場合は、放牧場の窓口(役場や JA 等)や家保にご連絡ください。

新緑と風が心地よい季節になってきました。 遠出はなかなか難しいですが、 身近な自然を楽しみたいと思います。